

- d. 選挙運営の改善を目的とした調査
- e. 第5章の選挙カレッジ・プログラムの開発
- 選挙支援委員会は、以上をその任務とするが、いかなる規則や規制を出す権限も認められていない。
- (10) アメリカでは、わが国のように一定年齢に達すると、自動的に自治体の選挙管理委員会により選挙人名簿に登録されるのとは異なり、投票しようとする市民は、事前に有権者登録を済ませねばならない。なおこれまでは、有権者登録を行う際に身分証明書等を要求されることはなかったため、不正を行う余地は多分にあったと言われる。久保文明「2000年米大統領選挙と連邦議会選挙の分析」『国際問題』491号、2001. 2、pp.14-16
- (11) この規定は2003年1月1日に施行される。
- (12) 選挙カレッジ・プログラムとは、高等教育機関に在籍している学生を、無党派の投票所の係員若しくは助手として州や地方の選挙運営に積極的に参加

させるプログラムである。

- (13) 選挙財団は主に、中等教育の生徒を無党派の投票係員もしくは助手として選挙運営に参加させることをその任務とする。
- (14) クリントン議員とシューマー議員は、上院において本法案に反対票を投じた。また下院においてもゴンザレス議員のようなヒスパニック・コーカスに所属する議員らが反対した。*New York Times*, October 17, 2002 *Washington Post*, October 17, 2002

(参考文献) (注で記したものは除く)

- ・ *Washington Post*, November 4, 2002
- ・ *New York Times*, October 29, 2002
- ・ *CQ Weekly*, October 5, 12, 19, 2002

(みやた ともゆき・海外立法情報課)

【短信：イギリス】

2002年輸出管理法：新しい戦略的輸出管理

岡久 慶

2002年輸出管理法 (Export Control Act 2002 c.28) は、2001年6月26日下院に提出され、翌年7月24日に成立した法律である。法案作成を担当したのは、輸出管理全般を担当する貿易産業省、及び文化的関心の対象物 (objects of cultural interest) の輸出管理を担当する文化・メディア・スポーツ担当省である。

1939年及び1990年輸出入・関税権限 (防衛) 法

イギリスの輸出入管理を司る法律は、1939年9月1日に制定された、1939年輸出入・関税権限 (防衛) 法 (Import, Export and Customs

Powers (Defence) Act 1939) である。これは非常事態に対応した法律 (emergency measure^(注1)) で、9条からなり、貿易委員会 (Board of Trade^(注2)) に、イギリスにおける輸出入を禁止又は規制する命令を発する権限を与え (第1条)、敵国との輸出入の対象となる物資、及び敵国への輸出及び搬入を目的としてイギリス国内を経由する物資を、禁止物品として没収する権限を与えていた (第3条)。

1939年法は、その第9条第3項で「国王陛下が枢密院令によって、本法成立の誘因となった非常事態が終結した、と宣言する日まで効力を

持ち続け、その場合には本法に基づいてその日以前になされたこと、又はすることが控えられていたことに関するものを除き、失効するものとする」と規定していた。第二次世界大戦後も冷戦を「非常事態」の継続とする解釈もあって、そのような命令が出されることはなく、法律は失効しなかった。しかし、冷戦の終結によって「緊急事態」の解釈が難しくなり、その一方で湾岸戦争後の対イラク経済封鎖を実施する法的根拠が必要となったため、1990年輸出入・関税権限（防衛）法（Import, Export and Customs Powers Act 1990）により、1939年法の第9条第3項が削除され、1939年法は実質的に恒久化された。

対イラク武器輸出事件

恒久化された1939年法の問題が議論されるようになった契機が、湾岸戦争後に浮上した対イラク武器輸出（Arms-to-Iraq）事件である。これは、武器製造に使用可能な工作機械をイラクに輸出したとして、チャーチル・マトリクス社の重役3名が1991年に起訴されたのを始めとして、一連の会社がイラクに軍需物資を——多くの場合、ヨルダン、サウジ・アラビア等の湾岸諸国、キプロス島を経由して——輸出していたことで起訴された事件である。チャーチル・マトリクス社の裁判では、被告側が輸出に当たって貿易担当大臣その他の政府関係者の許可を得ていると主張したのに対し、関係する大臣達は公益特権（public interest immunity）に基づいて、証拠文書の開示を阻止しようとした。裁判官はこれを却下し、実際に貿易担当大臣を始めとする政府関係者が、輸出品が武器製造に使用されることを事前に知りながら輸出を奨励していたことが明らかとなり、この訴えは棄却された。

スコット報告書

この事件がスキャンダルとして大きく取り上げられたため、1992年11月、メジャー首相は高等法院判事リチャード・スコット卿を長とする、調査委員会の設置を余儀なくされた。調査の対象は、一連の裁判、公益特権の行使、1984年から1990年までの対イラク防衛関係物資販売（defence sales）政策の詳細、イギリスからイラクに搬送された防衛機材の規模等、多岐にわたっていた。1996年2月15日、調査委員会は「1996年2月対イラク防衛機材並びに両用物資輸出並びに関連した訴追に関する調査報告書（Report of the Inquiry into the Export of Defence Equipment and Dual-Use Goods to Iraq and Related Prosecutions in February 1996）」（以下、「スコット報告書」という。^{（注3）}）を発表した。

1985年、イギリスはイラン・イラク戦争の当事国への武器輸出を禁止した。しかし1988年に停戦が成立すると、「致命的でない軍事物資（non-lethal military goods）」をイラクに輸出できるように、武器輸出のガイドラインを——議会や国民に通告することなく——緩和していたことが、スコット報告書によって明らかになった。同報告書は、1939年法が、同法に基づいて制定される二次的法規については、議会の審議を義務づけていない現状にあるとして、「（政府の）権限行使を、どの程度まで、どういう形で議会の審議と監督の対象とすることができるか」考慮すべきであると勧告し、また政府がその目的に関係なく、無制限の輸出管理を行うことが可能な、非民主的な現行制度を変える必要があると論じていた。

白書から法案提出へ

1997年に成立した労働党政府は、スコット報告書の提案を受け、翌年8月に「戦略的輸出管理（Strategic Export Controls）」^{（注4）}を発表し

た。この白書は、スコット報告書の勧告を含め、以下の施策を提案している。

- ・議会に輸出管理命令を審査する権限を与える。
- ・戦略的輸出管理の目的を二次的法規によって規定する。
- ・1939年法の扱っていない、イギリス国籍者による外国間の物資流通（trafficking）への関与及び外国間の物資流通取り引きの仲介（brokering）等を規制する。
- ・戦略的輸出管理年次報告書（Annual Report for Strategic Export Controls）を発表する。
- ・1939年法の扱っていない、電子的手段等による無形（intangible）の技術輸出を規制する。
- ・大量破壊兵器拡散の規制を強化する。^(注5)

しかし他の法案に時間をとられたこと、政府内での意見調整がつかなかったことも重なり、白書の提案に基づく「輸出管理及び拡散防止法案草案（draft Export Control and Non-Proliferation Bill）」が発表されたのは、2001年3月29日である。正式な法案提出は、2001年6月7日の総選挙後に持ち越された。また白書で提案され、草案段階では法案に含まれていた、大量破壊兵器拡散の規制強化は、2001年米国同時多発テロを受けて同年12月13日に制定された「対テロリズム、犯罪及び安全保障法（Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001 C.24）」の第6、7部で既に施行されたことに伴い、最終的に成立した2002年輸出管理法には含まれていない。

戦略的輸出管理を巡る論争

労働党は、1997年の選挙声明書の中で、「国内への抑圧及び国外への侵略に使われる可能性がある場合、武器輸出は行わない」とするとの

立場を打ち出し、政権獲得後は倫理的外交政策（ethical foreign policy）を提唱してきたが、その一方で同選挙声明書の中で「産業の拠点及び防衛努力の戦略的要素をなす、強力な防衛産業を支援する」とも公約しており、世界第2の武器輸出大国の地位を損なう行動には消極的だった。^(注6) 本法案においても、戦略輸出の管理と、武器輸出振興のバランスが議論を呼ぶこととなった。

争点1. 輸出許可に対する議会による事前審査の是非

政府は1998年の白書の中で、輸出管理命令を議会審査の対象とすることを明らかにしていたものの、個々の輸出許可に対する議会審査に対しては難色を示していた。年間1万2000件を越える許可申請の処理に時間がかかりすぎ、さらに輸出する会社にとっても、輸入する外国政府にとっても契約内容が知られることは好ましくないため、イギリス防衛産業の競争力を損ないかねないというのが理由である。

白書の提案に基づいて、第1回戦略的輸出年次報告書が1999年3月25日に刊行されると、同年4月20日、下院の国防特別委員会、外交特別委員会、国際開発特別委員会、貿易産業特別委員会は合同の4者委員会（Quadripartite Committee）を編成し、これを審査することとなった。4者委員会は1997年及び1998年の報告書を審査した報告書で、個々の輸出許可に対する議会審査の必要性を指摘している。

さらに、2000年7月25日に発表した「戦略貿易管理：さらなる報告と議会による事前審査（Strategic Export Controls: Further Report and Parliamentary Prior Scrutiny）」の中で、外交関係及び海外の多くの人命に対して、これ以上大きな影響を及ぼす問題はないとして、

「大臣が個々の事例に対して判断を下し、事後責任を負う」という通常の手続きとは別の手続きによる必要があると論じている。そして議会による輸出許可の審査が行われているアメリカ及びスウェーデンへの派遣調査を元に、以下の審査方法を提案した。

- (1) 4者委員会を、議会における輸出許可審査の担当とする。
- (2) 許可申請の審査は、2段階に分けて行う。
 - ① 第1段階通知 (Stage 1 notification)
では、全ての輸出許可申請に関して、目的地、輸出物品の種類、数量など最低限の情報が4者委員会に提出される (NATO加盟国等への輸出は、後日除外される)。
 - ② 4者委員会は、特定の輸出許可申請を指定し、もし政府がそれらの輸出申請の許可を意図する場合、同委員会への第2段階通知 (Stage 2 notification) を要求することができる。政府は、安全保障などの理由から、必要であれば、第2段階通知を極秘文書に指定することができる。
 - ③ 4者委員会は、第2段階通知に対する意見を、10日以内に所轄の国务大臣 (国防相、外相、国際開発相、貿易産業相) に提出する。

2001年3月14日に4者委員会が発表した「戦略貿易管理：1999年年次報告と議会による事前審査 (Strategic Export Controls: Annual report for 1999 and parliamentary prior scrutiny)」では、上記提案に① NATO その他同盟国への輸出を対象外とする、② 軍用及び民生双方に使用可能な両用物資を対象外とする、③ 契約が失われる可能性がある場合は、政府は、第2段階通知を要求された申請に許可を与えることができる、などの妥協案が盛り込まれたが、結局、政府側は、輸出許可に対する議会の

事前審査を認めないまま、法律を成立させた。

争点2. 基準としての持続可能な開発

もう1つの争点が、持続可能な開発 (sustainable development) を、輸出許可を与えるに際しての考慮すべき基準に盛り込むか否かという問題である。輸出許可を与えるとき、輸出先における持続可能な開発への影響を考慮することは、輸出管理及び拡散防止法案草案の段階では、考慮すべき「結果 (consequence)」として附則に記載されていた。しかし、輸出管理法ではこの規定が削除されており、下院の審議を通じて、政府はこの規定を法案に含めることに抵抗し続けた。

こうした状況に変化をもたらした契機は、タンザニアへの航空管制システム輸出問題である。2001年12月20日、イギリス政府は、2800万ポンド (約53億円) の軍用航空管制システムをタンザニアに輸出することを許可した。しかしタンザニアは2000年度で54億ドル (約6464億円) の債務を抱える後進開発途上国 (least-developed country) であり、2001年11月27日に HIPC (重債務貧困国) イニシアティブの4番目の対象国として、54%の債務救済が認められたばかりだった。貧困救済 NGO オックスファム (OXFAM) の試算では、2800万ポンドはタンザニアの保険支出の4分の1に相当し、200万人に基本医療保険サービスを受けさせることが可能な額である。

タンザニアの所有する軍用機は10機に満たず、システムの民生兼用に関しても世界銀行から「高価すぎ、民間航空事業には不向き」と指摘され、無駄遣い以外のなにものでもないと批判が集中した。イギリス政府閣内にもブラウン財務相及びショート国策開発相を始めとする強い反対意見があったが、ブレア首相の強力な推

進によって、最終的に許可が下りることとなった。この事件で与党の内外から批判を受けた政府は、法案の本則第9条に、許可を与える場合、持続可能な開発を考慮すべきとする規定を上院で加えた。

2002年輸出管理法の概要

2002年輸出管理法は、本則16条及び1つの附則から構成される。概略は、以下のとおりである。

第1条「輸出管理 (export control)」:

- ・ 国務大臣(貿易産業相及び文化・メディア・スポーツ担当相をいう)は、あらゆる種類の物資 (goods) の輸出を管理する命令を発する権限を有する。管理の対象となる物資は、本法に基づく二次法によって規定する。
- ・ 管理は、当該物資が使用される目的又は使用されるかもしれない目的及び当該物資から得られる情報等を理由として行うことができる。
- ・ 国務大臣は、本法に基づく命令によって、欧州共同体規則による輸出管理を補完することができる。

第2条「移転管理 (transfer control)」:

- ・ 国務大臣は、あらゆる種類の技術の移転を管理する命令を発する権限を有する。管理の対象となる技術は、本法に基づく二次法によって規定する。
- ・ 移転とは、以下に掲げる場合をいう。
 - ① 国内の者又は場所から、国外の者又は場所へ移転された場合。
 - ② 国外の者又は場所から、国外の者又は場所へ、イギリス国籍者により、又はその者の管理によって移転された場合。
 - ③ 国内の者又は場所から、国内の者又は場所へ移転され、それによって当該技術が国

外で使用される可能性がある場合。

- ④ 国外の者又は場所から、国内の者又は場所へ移転され、それによって当該技術が国外で使用される可能性があり、かつ、移転がイギリス国籍者により、又はその者の管理によってなされた場合。

- ・ 移転の手段とは、口頭による伝達から、技術が記録された物資又は技術を引き出す (derive) ことができる物資の、移転及び輸出を含む、あらゆる手段をいう。
- ・ 国務大臣は、本法に基づく命令によって、欧州共同体規則による輸出管理を補完することができる。

第3条「技術援助管理 (technical assistance control)」:

- ・ 国務大臣は、あらゆる種類の技術援助を管理する命令を発する権限を有する。
- ・ 「技術援助」とは、物資及び技術の開発・製造・使用に関わるサービスを指す。
- ・ 技術援助管理は、当該技術援助が使用される目的又は使用されるかもしれない目的並びに当該技術援助に関連した物資及び技術が使用される目的から得られる情報等を理由として行うことができる。
- ・ 技術援助管理は、当該活動がイギリス国籍者により、又はイギリス国籍者の管理によりなされている場合には、国外における活動についても行うことができる (例: イギリス企業が外国人被用者を使用して行った場合など)。
- ・ 国務大臣は、本法に基づく命令によって、技術援助に関する欧州共同体の規定に効力を与えることができる。

第4条「貿易管理 (trade control)」:

- ・ 貿易とは、当該物資の入手、廃棄、移動、及びこれらを促進する、又はこれらに関連するあらゆる活動を指す。

- ・国務大臣は、あらゆる種類の物資の貿易を管理する命令を発する権限を有する。
- ・貿易管理は、当該物資が使用される目的又は使用されるかもしれない目的及び当該物資から得られる情報等を理由として行うことができる。
- ・他者が当該物資を入手し、廃棄し、移動するための取決を作成すること、及び他者が第三者から当該物資を入手し、廃棄し、移動するための取決を作成することは、貿易を促進することと見なす。
- ・貿易管理は、当該活動がイギリス国籍者により、又はイギリス国籍者の管理によりなされている場合には、国外における活動についても行うことができる
- ・国務大臣は、本法に基づく命令によって、物資の入手、廃棄、移動、及びこれらを促進する活動又はこれらに関連するあらゆる活動に関する欧州共同体の規定に効力を与えることができる。

第5条「管理権限への一般的制限」:

- ・輸出、移転、技術援助及び貿易の管理は、附則に定める物資及び技術に対してのみ適用することができる。
- ・欧州共同体の規定及びイギリスの国際的な義務 (international obligation) に効力を与えるため、あらゆる種類の管理を行うことができる。

第6条「一般的制限からの除外規定」:

- ・第5条に定める制限は、効力が12ヶ月以内の命令には適用されない。
- ・第5条に定める制限は、これまでに出示された命令を廃止し、若しくは改正する際、又は廃止された命令を再び発する際には適用されない。ただし、新しい管理を行う場合又は管理を強化する場合は、例外とする。

第7条「管理権限：補遺」:

- ・命令により、当事者に記録を作成させ、命令に規定された当局へ提供させることができる。
- ・現行の輸出管理に係る刑罰は、最高で拘禁7年までであるが、本法に基づき最高で10年までの拘禁刑に引きあがる。

第8条「特定の自由の保護」:

- ・国務大臣は、以下の活動に干渉することが必要でない限り、それらを禁止し、又は規制する命令を発してはならない。最終的な決定権限は、国務大臣にある。
- ① 科学研究の通常の過程における情報の伝達
- ② 公共への情報提供
- ③ 公共において、一般的に入手可能な情報の伝達

第9条「管理命令下における職責の遂行に関する手引」:

- ・本条は、本法によって発付された管理命令に基づく許可の権限、その他の職責に適用される。
- ・国務大臣は、本条が適用される許可の権限の行使にあたって、従うべき原則を記した手引を作成しなければならない。手引は最小限でも、持続可能な開発並びに附則で言及された「密接な関連のある結果 (relevant consequence)」を考慮したものとなる。

第10条「年次報告書」:

- ・国務大臣に、文化的関心の対象物の輸出及び本法に関連した問題に関して、議会に年次報告書を提出することを義務づける。

第12条「附則を改正する権限」:

- ・国務大臣に附則を命令によって改正する権限

を与える。

第13条「命令」:

- ・本法に基づいて命令を発する権限は、委任法規 (statutory instrument) として行使する。
- ・第6条に定める効力が12ヶ月以内の命令は、爾後、議会の上下両院による賛成決議を必要とし、賛成が得られなければ40日で効力を失う。
- ・第12条に定める附則を改正する命令は、上下両院の賛成決議を得なければ発することはできない。
- ・第1条から4条までの規定に基づいて発された命令で、第6条に定める効力が12ヶ月以内の命令に該当しないもの、並びに第16条に定める暫定的な規定及び留保に関する命令は、上下両院の反対決議によって効力を失う。

第15条「間接的な廃止」:

- ・1939年輸出入・関税権限 (防衛) 法の、物資の輸出の禁止及び規制に関する規定を廃止する。

第16条「略称、等」:

- ・略称は、2002年輸出管理法とする。
- ・国務大臣は、本法の規定が効力を持つにあたって、暫定的な規定及び留保等を命令によって発することができる。

附則: 附則は、管理対象となる物資、技術等を規定する。

- ・輸出管理及び貿易管理が行われるのは、①軍事機材、②軍事技術が記録された物資又は軍事技術を引き出すことができる物資、③軍事機材及び軍事技術の開発・製造に使用可能な物資とする。

- ・移転管理が行われるのは、①軍事技術、②軍事技術の開発・製造に使用可能な技術である。

- ・技術援助管理が行われるのは、上記の管理が行われる物資及び技術の開発・製造・使用に関わるサービスとする。

- ・輸出管理、移転管理、技術援助管理、貿易管理は、「密接な関連のある結果」の可能性に基づいて、行うことができる。密接な関連のある結果とは、以下のとおりとする。

- ① イギリス、欧州連合加盟国、友好国の安全保障に悪影響を及ぼすこと。
- ② 世界のあらゆる地域又は国家の安定に悪影響を及ぼすこと。
- ③ 大量破壊兵器の開発・製造・使用を促進すること。
- ④ 国際平和と安全保障を脅かし、武力衝突に関する国際法に違反し、当該国において圧政を敷き、又は人権を侵害する等の行動を引き起こし若しくは促進すること。
- ⑤ テロリズム又は深刻な犯罪を引き起こし、又は促進すること。

(注)

- (1) 1939年9月1日は、ナチス・ドイツがポーランドへの侵攻を開始し、2日後に英仏両国がドイツに宣戦布告した日である。
- (2) 1621年、枢密院に設置された「貿易と外国植民地のための枢密院委員会 (The Committee of Privy Council for Trade and Foreign Plantations)」(現在でも正式な呼称である。)を前身とする、貿易政策を担当する機関。1970年に貿易産業省が設置されたことで実質的な機能を失ったが、法律上の理由で存在し続け、貿易産業相は貿易委員会委員長の肩書きを持つ。
- (3) HMSO 0-10-262796-7
- (4) 軍事的及び両用 (dual-use: 軍事にも民生にも利用可能であること) 物資の輸出管理を指す。両用

物資に関しては、「2000年6月22日の欧州理事会の両用物品及び技術輸出の共同管理体制に関する規則 1334/2000 (Council Regulation (EC) No 1334/2000 of 22 June 2000 setting up a Community regime for the control of exports of dual-use items and technology)」を国内法化した2000年両用物品（輸出管理）規則 (Dual-Use Items [Export Control] Regulations 2000 [S.I. 2000/2620]) をさらに改正した2000年両用物品（輸出管理）規則 (Dual-Use Items [Export Control] Regulations 2002 [S.I. 2002/50]) が存在する。しかし政府としては、1939年法を部分的にでも改正する場合は、両用物品に関する二次法は新法に基づいて規定されるべきだと考えており、輸出管理法は上記の規則を含めた二次法を統合 (consolidate) することになる。

- (5) 大量破壊兵器拡散を規制する現行法規は、化学兵器禁止条約 (Chemical Weapons Convention) を国内で発効させるための「1996年化学兵器法 (Chemical Weapons Act 1996)」、 「1974年生物兵器法 (Biological Weapons Act 1974)」、及び「1998年核爆発 (禁止及び査察) 法 (Nuclear Explosion [Prohibitions and Inspections] Act 1998) がある。1996年化学兵器法は、国内外のイギリス国籍者が世界のいずれの場所においても、化学兵器の開発、製造、使用、所有、並びに移転及び移転に関わること、その他化学兵器の使用を目的とする軍事的な準備を禁じている。しかし、他の2つの法律は化学兵器法に比べ適用範囲が狭いため、白書ではその適応範囲を化学兵器法レベルにまで引き上げ、拡張すること、及び同様の規制を射程距離300km以上の弾道ミサイル又は巡航ミサイルの技術にも適用することを提案している。
- (6) 「戦略輸出管理：2000年年次報告 (Strategic Export Controls: Annual Report for 2000)」によれば、イギリスの武器輸出額はアメリカについて世界第2位で、1999年の世界市場占有率は19%だった。1998年から1999年までの年間の収益は60億ポンド (1兆1440億円) である。防衛産業に直接的、間接

的に関与しているのは34万5000人で、その内9万7000人が輸出販売に関わっている。

イギリスの武器輸出を支えるのが、防衛輸出サービス機関 (Defence Export Services Organisation) 及び輸出信用保険庁 (Export Credits Guarantee Department) である。前者は1966年に設置された国防省 (Ministry of Defence) の一組織で、ロンドン及び海外に事務局を持ち、600人以上の軍人及び民間人を職員として擁している。その職務は、武器輸出企業に対しマーケティング支援、軍事的助言を与え、武器展覧会及びプロモーション・ツアーを組織することである。後者は1919年に設置された貿易産業省の一組織で、輸出を行う企業の保険を引き受けることを職務とする。武器輸出反対運動 (Campaign Against Arms Trade) が2001年に発行したパンフレットによれば、信用保険の25%が、輸出全体の2-3%に過ぎない武器輸出に割り当てられている。

(参考文献)

- (1) Ralph Negrine, "The inquiry's media coverage" *Parliamentary Affairs* Vol.50 Issue1, (Jan, 1997) : 27-40.
- (2) "Arms to Iraq: Unexploded bomb" *The Economist* Vol.328 Issue7830, (Sep 25, 1993) : 68
- (3) "The Jordanian connection" *The Economist* Vol.331 Issue7862, (May 7, 1994) : 61
- (4) "The government under seige" *The Economist* Vol.338 Issue7952, (Feb 10, 1996) : 55
- (5) Mark Phythian, *The price of success* "The World Today" Vol.57 Issue1, (Jan 2001) : 8-10
- (6) 貿易産業省サイトにある「白書：戦略的輸出管理 (White Paper-Strategic Export Controls)」
<http://www.dti.gov.uk/export.control/policy/whitepaper> (last access 2002.11.19)
- (7) Terry Palfrey, "The hidden legacy of Scott : Weapons of mass destruction and the UK government proposals to control the transfer of technol-

ogy by intangible means” *International Review of Law, Computers & Technology*, Vol.13 Issue2, (Aug 1999): 163-181

- (8) 外務省サイトにある「戦略的輸出年次報告書 (Annual Report on Strategic Export Controls)」
 〈<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029395474>〉 (last access 2002.11.19)

- (9) 議会サイトにある「戦略貿易管理：さらなる報告と議会による事前審査 (StrategicExport Controls: Further Report and Parliamentary Prior Scrutiny)」
 〈<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm199900/cmselect/cmdfence/467/467de02.htm>〉
 (last access 2002.11.19)

(おかひさ けい・海外立法情報課)

【短信：フランス】

医療過誤による先天性障害児の出生をめぐって ——司法判断に対する立法府の対抗措置

門 彬

1 「患者の権利及び保健衛生制度の質に関する2002年3月4日の法律第2002—303号」

2002年2月、ジョスパン前内閣下における議会の最終日（2月22日）の直前、2月19日に一つの重要な法律が成立した。「患者の権利及び保健衛生制度の質に関する2002年3月4日の法律第2002—303号」^(注1)（以下「患者の権利法」）である。法案は、2001年9月5日に政府が提出したもので、10月4日下院で可決、上院に送付されていた。最終的に可決成立した同法は全5章126条からなり、関連する分野が公衆衛生法典、民法典、刑法典、労働法典、保険法典、社会保障法典など多岐にわたり、内容の重要性もさることながら、量的にも膨大な法律で、公示された官報では42ページに及んだ。^(注2)

同法の提案趣旨は、①保健衛生制度に関して、何人にも同等の権利を認め、同制度の利用者の権利を明確にすることによって保健衛生上の民主主義を推進すること、②専門家の能力開発、永続的な医療研修及び全般的な医療予防政

策を推進することによって、保健衛生制度の質の改善を図ること、③保険制度を改善し、医療責任の原則を確立し、並びに医療事故の犠牲者について和解及び補償の規定を新たに定めることによって、保健衛生上の危険に関する損害賠償の適用を容易にすること、の3点に要約できる。成立した同法の章立ては以下のとおりである。

- 第1章 障害者に対する連帯（第1条～第2条）
- 第2章 保健衛生上の民主主義（第3条～第44条）
- 第3章 保健衛生制度の質（第45条～第97条）
- 第4章 保健衛生上の危険の結果に対する損害補償（第98条～第107条）
- 第5章 海外領土に関する規定（第108条～第126条）